

第三者評価結果（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

②評価調査者研修修了番号

SK2021304

SK2022039

12保A006

14保B004

20児B013

③施設名等

名 称：	児童養護施設ならさ	
施設長氏名：	新本 当樹	
定 員：	35	名
所在地(都道府県)：	沖縄県	
所在地(市町村以下)：	石垣市字新川1695-27	
T E L：	0980-88-8114	
U R L：		
【施設の概要】		
開設年月日	平成17年 8月 1日	
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人 紺碧の会	
職員数 常勤職員：	23	名
職員数 非常勤職員：	4	名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士	
上記有資格職員の数：		1名
有資格職員の名称(イ)	精神保健福祉士	
上記有資格職員の数：		2名
有資格職員の名称(ウ)	保育士	
上記有資格職員の数：		2名
有資格職員の名称(エ)	看護師	
上記有資格職員の数：		1名
有資格職員の名称(オ)	栄養士	
上記有資格職員の数：		1名
有資格職員の名称(カ)	調理師	
上記有資格職員の数：		2名
施設設備の概要(ア)居室数：	18	
施設設備の概要(イ)設備等：	感染症隔離室、中庭ベランダ、洗濯干し場	
施設設備の概要(ウ)：	大型トランポリン・大型スクリーン・BBQ会場	
施設設備の概要(エ)：	厨房、食堂、審理室、医務室、会議室、事務室	

④理念・基本方針

- 1) 児童の尊厳や最善の利益を考え、大切にする。
- 2) 児童の健全育成、自立支援、個別支援を実践する。
- 3) 児童は地域社会全体で惜しまなく育む。
- 4) 地域の子育て支援、地域支援の充実を図ります。
- 5) 社会資源や施設機能の活用、地域・社会と連携し、施設の役割や強みを寄与します。

⑤施設の特徴的な取組

1. 児童は社会的養護を受ける権利を有する中、児童福祉のニーズに沿った社会資源を活用しながら、児童は施設だけで養護するのではなく、地域の力を借り、社会全体で育てていくことを心がけています。
2. 24時間緊急一時保護受け入れの継続やショートステイ・トワイライトステイ・レスパイトケア等による地域子育て支援、地域支援の充実を図ります。
3. 児童養護の実践を活かし、子育ての専門性を地域と協同しながら発信し、子育て支援の拠点としての役割を担うとともに、児童が夢と希望、居場所を持って生活を実現出来るように努めます。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022/11/10	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/3/10	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和元年度（和暦）	

◇特に評価の高い点

1. 子どもに寄り添った環境整備に取り組んでいる。

コロナ禍において、子どもたちが施設内で長時間、気持ちよく過ごせるよう、庭木や芝生は手入れされ、中庭には滑り台やバスケットリング、トランポリン等の大型遊具とバーベキューができるコーナーが設置されている。各部屋から戸外へ出られるテラスが設置され、コロナ禍での閉塞感の解消に繋げ、子どもたちが外で遊び、子ども同士で関わるができる環境が整えられている。安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保し、シャワールームは1人用に改修し、女子の脱衣所は子どもたちが好む装飾を施している。幼児の居室は畳部屋で、小学生は2段ベッド、中学生以上の2人部屋には間仕切りを設置して相部屋であっても個人の空間を確保し、場合によっては、1人部屋が用意される。新型コロナ等の感染が疑われる場合は隔離室が用意され他の子どもの安全の確保に努めている。小学生には各寮とも机と畳が備えられた勉強部屋があり、勉強時間中は職員が常在している。寛げる場所として、各寮に畳敷きのリビングルームが設置され、テレビや本、玩具が用意されている。週末の寮単位の食事やアルバイトなどで食事時間に間に合わない子どものためにミニキッチンやテーブルが設置されている。

関連項目：55、59

2. 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援及び性に関する教育が実施されている。

心理的ケアが必要な子どもへの支援については、心理士を中心に自立支援計画にもとづいて、心理支援プログラムが策定されている。子どもたちの心理面接（月1～2回、45分）は殆どの子どもに実施され、面接記録は丁寧に記載されている。援助が必要と思われるケースについては施設ケア会議で援助方法を検討している。本人の希望を受けてライフストーリーワークを入所から退所まで実施するケースもあり、丁寧に対応されている。職員はスーパービジョン研修やその他の心理的研修も受けている。性教育は、心理士を中心に「心と体の勉強会」と題したプログラムが作成され、小学校低学年は4ステップ、高学年は3ステップ、中高校生は10ステップで構成されたプログラムとなっている。年1回、性教育アンケート調査を実施し、アンケートの聞き取りは担当職員が行い、小学生高学年以上の男子は男性職員が担当している。調査の集計分析結果は職員全体会議で共有している。

関連項目：61、64

3. おいしく楽しみながら食事できるように工夫し、栄養管理の指導がされている。

食堂は、入口の手洗い場を美しく飾り、明るく広々としており、開放的で外の景色がよく見える。食事時間は決められているが、休日の朝は平日より遅く設定している。食器は磁器を使用し、家庭的な雰囲気近づける工夫をしている。食事の量は年齢ごとに設定され、幼児の食事には職員が付き添っている。部活やアルバイトで遅くなる子どもには寮の冷蔵庫で置き置きし、レンジで温めて提供している。体調のすぐれない子どもにはお粥など個別の対応をしている。誕生日は子どもたちのリクエストでステーキを提供し、飲み物やデザートも選択できる。栄養士が配置され、欠食表や残食チェック表、嗜好調査、食生活アンケートを実施し、集計結果は担当職員に報告し、子どもの健康状態や嗜好にも配慮して工夫し、栄養管理の指導も行っている。弁当作りは個人専用の炊飯器でご飯を炊き、提供されたおかずをつめている。

関連項目：57

◇改善を求められる点

1. 子どもの権利擁護に関する取組の徹底が望まれる。

子どもの権利擁護に関する取組に関しては、全国児童養護施設協議会における人権擁護のためのチェックリスト（職員版）を毎年実施するとともに、被措置児童等虐待防止対応自己チェック表（13項目）を毎月実施している。「子どもも自分も楽になる『どならない練習』」が施設内研修で実施されている。心理士は、幼児を除く全児童の個人面談を行い、楽しいことや嫌なことなどを聴き取り子どもの精神状況を把握し、子どもの意向把握に努めている。気になる児童については全体会議や主任会議で報告して情報を共有している。

児童養護施設運営指針における権利擁護について、子どもの尊重としての「プライバシーの保護について」や権利条約で示された「4つの権利」に関する規程・マニュアル等を整備し、子ども一人ひとりに対して権利ノートを配布し、子どもたちが与えられている権利について随時確認できる体制の確保が望まれる。

関連項目：46

2. 職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定、及び職員一人ひとりの育成に向けた取組が望まれる。

職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保され実施されている。「期待する職員像」達成のため、「職員資質向上チェック表」と「育成シート」が活用されている。

「育成シート」に目標項目と目標水準、目標期限の欄を新たに加えて作成し、作成した「育成ノート」に職員一人ひとりに目標を設定させ、その目標に対して年2回の面接を実施することが望まれる。さらに、研修計画（園内・園外）の策定に当たっては、研修に関する基本方針や期待する職員像、各専門職種に必要なとされる専門技術・資格等を明示し、計画にもとづいた研修の実施が望まれる。

関連項目：17, 18

3. 養育・支援についての標準的な実施方法（マニュアル）の定期的な検証・見直しが望まれる。

第三者評価の実施に伴って求められている、17項目の標準的な実施方法（マニュアル）については大方、作成されている。

作成されたマニュアルについて、PDCAサイクルにもとづいて実行、評価するとともに、毎年見直しが望まれる。

関連項目：40, 41

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の評価受審では、当施設が3年間で取り組み進められたことや、改善に取り組むべきこと等において沢山の学びがありました。今後取り組むべき課題も明確にご助言いただきましたので、また一歩ずつ前に進んで行きたいと思っております。

ありがとうございました。

第三者評価 評価結果 (児童養護施設)

共通

評価項目			評価結果
I 養育・支援の基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	① 理念、基本方針が明文化され、周知が図られている。		b
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
		5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
		6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
コメント	<p>理念、基本方針は今年度見直され、パンフレットや施設の単年度の事業計画に記載されている。理念は、使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。基本方針は、理念を達成するため理念との整合性が確保され、児童の権利擁護と健全育成、自立支援、地域との関わりや地域の子育て支援等が明示され、施設の考え方を読み取ることができ、職員の行動規範となっている。理念、基本方針は全体会議で施設長から説明され、職員に周知が図られている。</p> <p>理念、基本方針をわかりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者への周知、及び周知状況を確認する継続的な取組が望まれる。</p>		
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
着眼点	○	1 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析している。	
		2 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析している。	
	○	3 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○	4 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	<p>施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析として、社会福祉事業全体の動向については、全国社会福祉法人経営者協議会主催の研修を受講し、沖縄県児童養護施設協議会施設長部会や県からの通知等で把握している。法人が位置する地域での経営環境や課題として、随時に一時保護児童(年間20人程)の対応や児童数の減少を把握して分析し措置定員(40人→35人)を変更している。税理士が参加する月次報告や経営会議が理事長や事務長、施設長、養護課長等の参加により実施され、養育・支援のコスト分析等を行っている。</p> <p>地域の各種福祉計画（石垣市の子ども・子育て計画や児童相談所の年度の実績報告書等）の策定動向と内容の把握・分析が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	<input type="radio"/>	2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
	<input type="radio"/>	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	<input type="radio"/>	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント	<p>経営課題を明確にした具体的な取組としては、人材育成としてのスーパーバイザーの定着、オンラインシステムの導入、ユニット化の検討を課題としている。具体的な問題点としては措置人員の減少と公定価格の減少、電気料金や食糧費の高騰を明らかにしている。これらの課題や問題点については、毎週管理職会議を行い、理事会や評議員会で報告している。今後の方向性としては施設の小規模化・地域分散化の実施として、施設のユニット化を先行実施することで県と調整している。電気料金や食糧費の高騰の課題に関しては、コロナ禍で学校の休日が多く子どもの在園日が増えたことによる、エアコンの使用日数や昼食数の増加が大きく影響している。エアコンの使用については、室温や日中の活動時の必要性等を検討し、子どもに対して日中は自然の中での活動を推奨することが検討されている。</p>		
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
	<input type="radio"/>	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	<input type="radio"/>	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	<input type="radio"/>	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント	<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、今年度を起点として改めて法人としての中・長期ビジョンを明確にし、法人の経営理念や施設の基本理念や基本方針が明示されている。計画の重点課題として、法人本部機能の強化、法人の財政基盤の確立、人材対策（確保、育成、定着）、中・長期計画の事業の6項目として、①虐待の早期発見、予防について、②総合的子育て支援施設の具現化、③沖縄県及び石垣市との協働強化、④地域分散化・ユニット化に対する支援強化（連携推進法人の検討）、⑤施設整備計画の推進、⑥地域支援・里親支援の取組が策定され、運営方針が明示されている。</p> <p>児童指導員等の新採用予定数等は表示されているが、その他の事業に対しても数値目標等を設定し、年度ごとの計画表の作成、及び中・長期の事業計画にもとづく収支計画の策定が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	
	<input type="radio"/>	2 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	<input type="radio"/>	3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
		4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント	<p>中・長期ビジョンの養護方針として単年度計画を策定し、中・長期計画を踏まえた内容が単年度事業計画に反映されている。反映した内容としては、職員確保育成と研修計画、里親支援や保護者支援、権利擁護と苦情解決第三者委員会の取組がある。その他、児童支援計画、生活支援、意見表明の尊重、年齢や発達に応じた支援の充実、関係機関との連携、協働の強化、心理ケア、行事計画、自立支援（インケア、リービングケア、アフターケア、アウトリーチ）、働き方の改善等の実行可能な事業としての単年度計画と収支予算が作成されている。</p> <p>事業計画は、数値目標や具体的な成果等の設定により、実施状況の評価を行える内容が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
		2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
		3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
		4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	<input type="radio"/>	5 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント	<p>事業計画の策定について、単年度の事業計画は主任会議等で要望・意見を聴取して作成されている。行事や個別活動等は、行事实施計画書が作成され、担当と主任、養護課長、施設長との事前調整を実施し、行事等終了後は反省・感想等を事務主任や養護課長、施設長に報告し、実施状況が手順にもとづいて把握されている。単年度事業の実施状況として、入所児童の状況、施設内整備事業（男子寮の2段ベッド設置、居室の間仕切り、女子寮も併せて職員室内の整備、洗濯干し場の修理、浴室の個室化）ならさ便りの発行、研修報告、防災設備点検、防災訓練の実施状況、健康管理実施状況、一時保護受託等の報告書が作成されている。事業計画は全体会議で職員に説明し周知している。</p> <p>事業計画は、あらかじめ定められた時期・手順にもとづいた把握と評価、評価に基づいた見直しの実施が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
7	② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。		c
着眼点	1	事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	
	2	事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	4	事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント	<p>事業計画の子どもや保護者等への周知に関して、毎月の行事予定は、子どもに対しては子ども会（ならさ会）で、保護者には毎月のならさ便りや電話等で周知している。</p> <p>事業計画の内容について、養育・支援や施設、設備等を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接に関わる事項等の説明資料を作成し、子どもや保護者が理解しやすいような周知方法の工夫が望まれる。</p>		
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	○ 2	養育・支援の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。	
	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ、実行されている。	
コメント	<p>養育・支援の質の向上に向けた組織的な取組として、単年度の事業実績報告書が作成されている。評価基準にもとづいて、3年ごとに第三者評価を受審している。評価結果については、主任会議で分析・検討を行う体制が整備され実施している。</p> <p>養育・支援の質の向上に向けて、定められた評価基準にもとづいて毎年自己評価を実施し、PDCAサイクルにもとづく取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
9	② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		c
	着眼点	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
		○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。
		○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
		○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
		5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>評価結果に基づく施設として取り組むべき課題の明確化と計画的な改善策の実施については、前回の第三者評価後に全体会議で課題の共有化が図られている。評価結果から課題として示された「中・長期計画の策定」については、今年度法人の中・長期計画が作成されている。「職員の質の向上に向けた体制の確立と取組」については、人材の確保・育成・定着を事業計画に位置づけ、外部研修等が実施されている。「標準的な実施方法（マニュアル）の追加整備、及び見直し」に対しては、措置児童虐待防止マニュアル（自己チェック表）を作成して職員に周知徹底している。</p> <p>第三者評価の分析結果や課題について、事業計画等へ明記し、改善計画にもとづいた取組が望まれる。第三者評価の無い年度は、定められた評価基準にもとづく自己評価を実施し、PDCAサイクルに基づく取組が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる。</p>		
II 施設の運営管理			
II-1 施設長の責任とリーダーシップ			
II-1-1 施設長の責任が明確にされている。			
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。		a
	着眼点	○ 1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
		○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し、表明している。
		○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知が図られている。
		○ 4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント	<p>施設長の役割と責任を職員に表明し理解される取組について、管理規程に管理者としての役割と責任を明示している。自らの役割と責任については、職員会議に出席し、新年や年度初めに挨拶文を園だよりに掲載して保護者に発送している。有事における施設長の役割と責任、及び不在時の権限委任等も含めて防災管理規程に明文化されている。</p>		

評価項目			評価結果
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	
	<input type="radio"/>	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	<input type="radio"/>	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント	<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組としては、就業規則で不当な利益を受けてはならないこと、経理規定では業者との契約に際して利害関係者との適正な関係性等を規定している。施設長は、法令遵守の観点で全国社会福祉法人経営者協議会主催のセミナーに参加している。職員に、「ストレスチェック実施者養成研修」や「子どもの行動上の問題への対応等に関する研修」を受講させている。労働基準法改正に伴う年休5日取得について奨励し、ハラスメント防止規定を作成して全体会議で職員に周知するなど法令遵守の具体的な取組を行っている。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	<input type="radio"/>	3 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	<input type="radio"/>	4 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
	<input type="radio"/>	6 (5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	
コメント	<p>養育・支援の質の向上について、全体会議及び養護課長や主任、専門職等が参加する主任会議を開催して職員の意見を集約している。施設内研修として、「子どもも自分もラクになる『どならない練習』」や「福祉サービスに関する苦情解決セミナー」、児童相談所の立場から「子どもの権利を実現するシステムの構築」等が実施されている。施設外研修では「児童養護施設リーダー研修」や「反応性愛着障害とトラウマ」等を受講した職員に感想・意見を提出させるなど、職員の教育・研修の充実を図っている。「子の看護休暇」と「介護休暇」をそれぞれ年間5日取得の実現に取り組んでいる。施設長自らが、沖縄県児童養護協議会施設長部会や九州児童福祉施設職員研究大会に参加し、「変革期に求められる児童福祉施設の底力」を受講するなど専門性の向上に努めている。</p> <p>養育・支援の質の向上に向けて、毎年の自己評価を実施して課題を把握し、改善に向けた取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
着眼点	○	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○	2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組として、労務管理については時間外勤務は施設長が、有給休暇は養護課長が把握し、財務等は税理士の助言を踏まえて分析等を行っている。施設の理念や基本方針の実現に向けて、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。心理士や家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、フリー職員4名を配置するとともに、栄養士や用務員、事務員等を配置して業務の実効性の向上に取り組んでいる。理事長は、経営の改善や業務の実効性を高めるため、法人内に事務長・施設長体制を構築し、数年来の県や市の監査指摘事項に対して施設経営の改善に取り組み、沖縄県経営協セミナーに施設長は、事務長と共に参加し自らもその活動に積極的に参画している。</p>		
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
着眼点	○	1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○	2	養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○	3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。
	○	5	（5種別共通） 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。
コメント	<p>必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組については、小規模化・地域分散化計画の推進に向けて、福祉人材に関する基本的な考えは、中・長期計画の人財対策として養育・支援に関わる専門職の配置を明示している。専門職として家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員、心理士、個別対応職員、栄養士、基幹的職員等、各種加算職員も配置されている。福祉人材の確保については、ハローワークや地元新聞への掲載、知人の紹介等を行っている。今後の養育・支援に関わる専門職の配置として、自立支援専門員（自立支援コーディネーター）の追加配置を2年後に予定している。</p>		

評価項目			評価結果
15	② 総合的な人事管理が行われている。		b
着眼点	○	1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。
		2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
		3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
		4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
コメント	<p>総合的な人事管理については、第三者評価調査の基本情報に「期待する職員像等」を明示し、「求める人材像」が事業計画に明記されている。職員処遇については、就業規則や給与規程が整備されている。毎年、職員一人ひとりに面談し、意向や意見（異動したい、専門職をしたい、待遇の改善を、職員の慶弔の改善等）を把握し、意見の対応については養護課長を含めた管理職会議で検討している。</p> <p>配置や異動、昇進に関する人事基準の作成と職員への周知、及び基準にもとづいた職務に関する貢献度や評価の実施が望まれる。職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組が望まれる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		a
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	○	7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行している。
	○	8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>職員の就業状況や意向を把握した働きやすい職場づくりについて、労務管理の責任者は施設長となっている。時間外勤務は施設長が管理し、有給休暇の取得状況は養護課長が把握している。職員の健康管理については年2回の健康診断（うち1回は人間ドック）の受診を実施し、インフルエンザについては任意接種として費用を負担している。施設長は年1回、職員の個人面談を行い、健康状態や意見、要望等を聞いている。職員の相談窓口として心理士も対応し、必要に応じて心療内科を紹介した事例がある。退職金制度として独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業に加入している。ワーク・ライフ・バランスの取組として、定年退職後等の就労について、短時間勤務や60歳以降の夜勤の一部免除、看護と介護休暇の5日制の実施、勤務3交替を2交替に変更するなど、実施している。福祉人材の確保・定着の観点から雇用形態の変更、ダブルワーク等に配慮した施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>		

評価項目		評価結果	
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		c
着眼点	1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	
	3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント	<p>今年度は「期待する職員像」を明文化して職員会議で周知し、施設長は年1回（年末～年始）、職員面談を実施している。職員が記入した面談シート（業務状況、健康状態、困りごとや要望・改善点、今後のプラン・将来像、その他）について確認し、理事長と事務長、養護課長の4名で人事異動や賞与等の待遇面、研修受講者や資格取得等の予算面等を検討し、対応している。</p> <p>「期待する職員像」達成のため、「職員資質向上チェック表」と「育成シート」には目標項目と目標水準、目標期限の欄を設けて作成し、職員一人ひとりに目標を設定させ、その目標に対して年2回の面接の実施が望まれる。</p>		
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		c
着眼点	1	施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	2	現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>職員の教育・研修については、心理士や家庭支援専門相談員等の専門職連絡会議や全国児童養護問題研究大会、九州児童福祉施設職員研修大会等の施設外研修大会に派遣している。「児童養護施設リーダー研修」や「反応性愛着障害とトラウマ」等の施設外研修受講者には復命書を提出させ、全体会議で職員に報告している。施設内研修として「子どもも自分もラクになる『どならない練習』」や「福祉サービスに関する苦情解決セミナー」、児童相談所の立場から「子どもの権利を実現するシステムの構築」等が実施されている。「家庭支援専門相談員業務要綱」には業務を行う上で必要な技術・支援方法が明記されている。</p> <p>研修に関する基本方針や期待する職員像、各専門職種に必要とされる専門技術・資格等を明示した研修計画（園内・園外）を策定し、計画にもとづいた研修の実施、及び定期的な計画の評価と見直し、研修内容やカリキュラムの評価・見直しが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	<input type="radio"/>	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	<input type="radio"/>	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	<input type="radio"/>	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	<input type="radio"/>	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
	<input type="radio"/>	6 (5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
コメント	<p>職員の専門資格の取得状況等は、採用時の履歴書と資格・免許等の写しを提出させて把握している。施設内で養護課長による3日間の新任研修を実施し、新人職員には、1ヶ月程度は先輩職員と同時勤務をして個別的なOJTが行われている。事業計画では、心理士や家庭支援専門相談員等の県外研修や初任者研修、虐待防止や権利擁護に関する研修会等が明示されている。外部研修の案内は回覧により職員に提供し、予算を伴う場合は施設長と事務長、課長で検討して関係職員に声かけしている。ズーム研修の受講希望者にはシフトを調整し配慮している。職員の専門性を高めるため、社会福祉士や保育士、社会福祉主事等の資格取得制度がある。職員の相談には施設長と課長、心理士が対応し、基幹的職員の研修修了者が2人いる。外部のスーパーバイザーとして県内の大学教授と契約し、コロナ禍でリモートによるケースカンファレンスを実施して助言を得ている。</p> <p>施設内研修の充実、及び基幹的職員による更なるスーパーバイズの取組に期待したい</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
		2 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
		3 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
		4 指導者に対する研修を実施している。	
	<input type="radio"/>	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント	<p>実習生の受け入れに関する基本姿勢は、事業計画に「人材確保の観点から・・・人材育成・確保にあたる」と明記されている。連絡窓口は養護課長で、事前説明は「実習生のオリエンテーション要項」に沿って実施している。連絡事項や実習の心構え、守秘義務等について説明し、誓約書を提出させている。保育の実習生を受け入れており、実習内容は学校が準備したプログラムを使用している。実習期間中に学校の担当職員が来所して実習生と担当職員、課長による話し合いの場を設けている。里親登録前実習を里親支援専門員が担当し、今年度3名を受け入れている。</p> <p>「実習生のオリエンテーション要項」に連絡窓口と子どもや保護者、職員への事前説明について追記した上で「実習生受入れマニュアル」への名称変更、及び専門職種の特性に配慮したプログラムの用意、指導者に対する研修の実施が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
Ⅱ－３ 運営の透明性の確保				
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。			b
着眼点	<input type="radio"/>	1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	<input type="radio"/>	2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
		3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	<input type="radio"/>	4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	<input type="radio"/>	5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント	<p>運営の透明性の確保として、全国社会福祉法人協議会経営者協議会のホームページに事業の実施状況や財務状況が公開されている。第三者評価の受審については、全国社会福祉協議会と沖縄県福祉サービス第三者評価事業のホームページで公開されている。施設長が地域の保育園からの依頼で「虐待防止研修」の講師を引き受け、その際にパンフレットで施設の存在意義や役割等の説明をしている。施設の基本方針や施設概要等を説明したパンフレットを作成し、保護者や関係機関、地域の保育園に配布している。</p> <p>苦情・相談の改善・対応の状況についての公開が望まれる。</p>			
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。			a
着眼点	<input type="radio"/>	1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	<input type="radio"/>	2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	<input type="radio"/>	3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	<input type="radio"/>	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組として、法人の定款や定款細則、経理規程、文書取扱規程が整備され、施設の管理規程に職務分掌が明記されている。職員会議で事業計画や予算書を配布し、事務室にも置いて職員への周知に努めている。決算時に監事による内部監査を実施し、監査結果は理事会に報告されている。経理については外部の税理士より月次報告が出され、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する「支援業務実施報告書」が提出されている。県監査による指摘事項にもとづき、決算システムの改善（執行率の確認、定率法を定額法に変更等）が行われている。</p>			

評価項目			評価結果
Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。			
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b
着眼点	○	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○	2	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○	3	施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
	○	4	子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
	○	5	(児童養護施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。
コメント	<p>地域との交流を広げるための考え方として、基本理念に「児童は地域社会全体で惜しまなく育む」と明記されている。地域行事の石垣島祭り等には子どもと職員が一緒に参加して地域との交流を図っている。職員は交通指導やパトロール、学校行事（陸上競技大会や音楽発表会等）に協力している。通院時は看護師を中心に支援し、担当職員が小学生や幼児の要望に添って地域の理・美容店の利用を支援し、スーパーでの買い物支援時等は地域との交流の機会としている。入学式や入園式等の特別な日には担当職員と一緒に外食の個別支援を行っている。月1回、嘱託医の訪問があり、予防接種も実施している。学校の友人等が遊びに来た時は、現在はコロナ禍で園庭での交流としている。</p> <p>地域との交流を広げるため、地域への更なる働きかけが望まれる。</p>		
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		b
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
		2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
コメント	<p>ボランティア受入れに関する基本姿勢については、「ボランティア活動受入規程」や「ボランティアオリエンテーション要項」に明記され、オリエンテーションを実施して守秘義務等を含めてボランティアの心構えについて説明をしている。ボランティアが毎年、畳の張替えをし、クリスマスの時期には園庭の遊具へのイルミネーション設置等を行っており、施設からお礼状が発送されている。「ボランティア活動受入規程」には、登録手続や守秘義務等についての諸様式（申込書、誓約書、活動報告書等）が規定されている。学校教育への協力について、児童・生徒は受け入れない方針である。</p> <p>「ボランティアオリエンテーション要項」及び「ボランティア活動留意事項」を一体化し、受け入れ手順や流れ、子どもや保護者、職員への事前説明について追記した上で「ボランティア受入れマニュアル」への名称変更が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	<input type="radio"/>	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	<input type="radio"/>	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
コメント	<p>個々の子どもの状況に対応できる資料として、関係機関（こども園、小・中・高校、支援学校、医療機関、児童相談所、行政機関、消防、警察等）と職員の緊急連絡網を作成して各寮と事務室に掲示し、子どものニーズに応じて個別台帳に綴られている。嘱託医が毎月来所し、学校の担任とは三者面談や家庭訪問等で連携し、里親支援専門相談員が里親と連携している。毎月のように児童相談所との情報交換会があり、家庭支援専門相談員を主体に必要なに応じて養護課長や担当職員が参加している。地域の共通の問題に対し、要保護児童対策地域協議会があり、家庭支援専門相談員が参加し、施設からの事例提供として、家庭移行前の子どもの支援依頼や退所後の情報収集等共通の課題に向けて具体的な取組を行っている。</p> <p>着眼点5は、地域に適切な関係機関・団体があり、評価対象外とする。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	<input type="radio"/>	2 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		3 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>地域の福祉ニーズ等を把握するための取組については、地域の課題等に対して、石垣市要保護児童対策地域協議会が20団体で組織され、年5回開催されている。家庭支援専門相談員が参加して地域福祉のニーズや生活課題等の把握に努めている。</p> <p>地域の福祉ニーズを把握するための地域住民（民生委員・児童委員、自治会等）との交流や相談事業などの取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
着眼点	○	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
		2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
		3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	○	4	施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
		5	地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント	<p>施設が有するノウハウや専門的な情報を地域に還元する取組として、施設長が地域の保育園からの要請で「虐待防止研修」の講師を引き受け、事務長が防犯協会の副会長や少年補導員として会議等に参加している。里親やファミリーホーム、保護者等の養育相談支援、緊急一時保護の受け入れ、ショートステイ・トワイライトステイを実施し、児相の委託で里親支援機関事業（相互援助事業）としてミニサロンを開催している。公益的な活動として、施設内にAEDを設置し、「市民救急ステーション認定証」を取得して貸出ができる体制を整えている。また、地域保育園の職員に対して事務や経理の勉強会に参加できるようにしている。</p> <p>地域の福祉ニーズの把握とそのニーズにもとづく公益的な事業を計画に明示しての実施、及び地域のまちづくり等への貢献、被災時に支援を必要とする住民の安全・安心のための備えや支援の取組が望まれる。</p>		
Ⅲ 適切な養育・支援の実施			
Ⅲ－1 子ども本位の養育・支援			
Ⅲ－1－（1） 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			
28	① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
着眼点	○	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
	○	2	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
	○	3	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
	○	4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
	○	5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
コメント	<p>子どもを尊重した養育・支援の実施については、基本理念に入所児童の尊厳や最善の利益等を掲げ、玄関に児童憲章を掲示し、全国児童養護施設協議会の倫理綱領に沿って実践している。養育・支援の実施については、管理規程の児童の処遇の中で明記され、職員会議や申し送りで職員への周知を図っている。危機管理マニュアルには「安心させる言葉かけ」や「話しを聞く際のポイント」等、子どもを尊重した基本姿勢が明示されている。「子どもも自分もラクになる『どならない練習』」や「子どもの権利を実現するシステムの構築」等の施設内研修が実施されている。職員は人権擁護のためのチェックリストを毎年実施し、現場職員（指導員、保育士、看護師）は毎月、虐待に関する自己チェックを実施して施設長や課長が確認し、必要に応じて個別面談を行っている。</p> <p>子どもの尊重や基本的人権への配慮に関して、子どもへの「権利ノート」の配布が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
29	② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		c
着眼点	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>事業計画や期待する職員像に社会福祉事業に携わる者としての姿勢や責務等を明記している。昨年度、中学生以上の居室（2人部屋）の間仕切り工事を行い、シャワー室も個室にしている。その際、子どもたちに間仕切りの必要性について説明し、女子はカーテンを設置している子もいる。職員は、入室時はノックし、小学生から一人で入浴させる等、プライバシーに配慮した支援に努めている。「たいせつなあなたへ」のチラシで子どもにプライバシー保護について周知している。</p> <p>プライバシー保護マニュアルの整備、及び保護者等へのプライバシー保護に関する取組の周知が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる。</p>		
Ⅲ－1－（2） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。		b
着眼点	○ 1	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	
	○ 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ 3	施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>子どもや保護者等に対する情報の提供については、施設の基本理念や施設の役割、関係機関との関わり、職員は職業人であると同時に子どもに寄り添う養育者として紹介し、今年度見直した施設写真等も掲載したパンフレットが準備されている。子ども用として男女別に寮のルールが作成され、施設での日課が誰でもわかるように絵を使用し、全文にふりがなをつけるなど工夫されている。入所の場合は、措置当日に子どもと面談することになるので、事前説明は児童相談所が行っている。保護者等や家庭支援専門相談員、児童相談所との三者面談があり、その際に施設での生活や外出・外泊の流れ等についての資料を用いて保護者等へ説明している。</p> <p>入所時に「たいせつなあなたへ」のチラシを子どもと読み合わせているが、「権利ノート」を配布し、全ページの内容についての説明が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
31	② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。			a
	着眼点	○ 1	子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
		○ 2	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
		○ 3	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
		○ 4	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント	<p>養育支援の開始・過程における子どもや保護者等への説明は児童相談所が行い、そこで同意を得て措置開始となっている。児童相談所と保護者、家庭支援専門相談員の三者面談で、家庭支援専門相談員に繋ぎ、入所同意書の写しは施設で保管している。入所時に生活の流れや寮のルール、「たいせつなあなたへ」のチラシ等で子どもに説明している。幼児は一緒に過ごしながらルールを覚えてもらうよう、かみ砕いてわかりやすく説明している。保護者等には、家庭支援専門相談員が施設での生活や注意事項を記載した資料を渡し、子どもの対応でわからない場合は相談してほしいと伝えている。</p>			
32	③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。			b
	着眼点	○ 1	養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
		○ 2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
		○ 3	施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
		○ 4	施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント	<p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたっては、「家庭支援専門相談員業務要綱」に基づいて対応している。家庭復帰が可能な場合は、児童相談所と連携しながら外出や外泊を増やし、ケース会議を開催して児童相談所と協議している。措置変更や家庭への移行は児童相談所が決定している。家庭への移行にあたっては、学校や保育園、要対協と連携している。退所時の手続きについては手順が定められ、お金やアルバム等を引継ぎ、保険証等の受領書を作成して、2名以上の職員が同席して説明することになっている。退所後の相談窓口は家庭支援専門相談員が担当し、施設退所後も相談できることも説明している。</p> <p>子どもや保護者等に対し、退所後の相談方法や担当者を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>			

評価項目			評価結果
Ⅲ－１－（３） 子どもの満足の向上に努めている。			
33	① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1	子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。
	<input type="radio"/>	2	子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
	<input type="radio"/>	3	職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。
		4	子どもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとでの検討会議の設置等が行われている。
	<input type="radio"/>	5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>男子寮と女子寮に意見箱（ハートボックス）が設置され、毎月2名の職員で開封して主任会議で確認し、回答している。年1回の食に関するアンケートや残食調査、嗜好調査を実施して子どもの満足の把握に取り組んでいる。子どもの誕生日には本人のリクエストに応じたメニューを提供しており、アンケートの「ステーキが食べたい」の要望には、誕生日の子どもにステーキを提供し、ナイフとフォークを使用させている。毎週、ならさ会（子ども会）を男女の寮別に開催し、職員も出席して要望等を聴取している。クリスマス会は施設の大きな行事で、クリスマスプレゼントのアンケートを実施し、地域からケーキ等が贈られ、子どもたちの楽しみとなっている。</p> <p>子どもの満足については主任会議で検討しているが、第三者評価受審時の子どもアンケートの「この施設は暮らしやすく、安心して生活できますか」に「はい」の回答は29.4%となっており、子ども満足度等の会議の場合は、子ども参画のもとでの検討会議の設置が望まれる。</p>		
Ⅲ－１－（４） 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		c
着眼点	<input type="radio"/>	1	養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
	<input type="radio"/>	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し、説明している。
	<input type="radio"/>	3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	<input type="radio"/>	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
		5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
	<input type="radio"/>	6	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>苦情解決の仕組みについては、法人の苦情対応規程で苦情解決責任者は施設長、苦情受付担当者は施設長が若干名指名し、2人の第三者委員を選定することが明記されている。各寮と玄関口に第三者委員の連絡先も記載した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され、意見箱（ハートボックス）を設置して記入カードと封筒も準備されている。意見箱の苦情等は主任会議で検討され、子どもの要望に応じて、本人への回答や施設内での公表をしている。子どもの意見で、ゲーム機やスマホの活用等ができるようになっていく。</p> <p>苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等について、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開することが望まれる。</p> <p>着眼点5が確認できないため、評価基準によりC評価となる。</p>		

評価項目			評価結果
35	② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。		b
着眼点	○	1	子どもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
	○	2	子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
コメント	<p>子どもが相談や意見を述べやすい環境の整備として、各寮に沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、委員名にふりがなをつけて子どもが読めるようにしている。子どもに対しては入所時に、相談する職員は自由に選べることをわかりやすく説明している。職員は子どもが話しやすいよう信頼関係の構築に努めている。心理室を活用して、職員や心理士が子どもの相談に応じている。</p> <p>子どもが相談したり、意見を述べたいときに複数の相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書の作成、及び絵や図など低学年の子どもでもわかるような表記の工夫が望まれる。子どもの身近な相談相手として、第三者委員の活用が望まれる。</p>		
36	③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		a
着眼点	○	1	職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
	○	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
	○	3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
	○	4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
	○	5	意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
	○	6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
コメント	<p>子どもからの相談や意見については、記録の方法や報告の手順等を定めた法人の苦情対応規程が整備されている。職員は、夕食後や個別対応の外出時等に子どもの話を聴いている。各寮に意見箱を設置し、意見は主任会議で検討して公表している。相談や意見について、検討に時間がかかる場合は、本人または全体に向けて説明している。ならさ会や嗜好調査においても、意見や要望を把握することに努めて、子どもの要望を検討した結果、誕生日にステーキを提供している。苦情対応規程は今年度見直されている。</p> <p>ならさ会について、子どもたちの自主運営の検討、及び子どもが何度要望しても実現できない事例については、理解を促す丁寧な対応に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			
37	① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		b
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
		3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
		6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制の構築については、危機対応マニュアルで事故や暴力問題、不審者侵入時等の対応方法が整備され、建物周辺や中央廊下に防犯カメラを設置している。事故等の発生時は職員が連携して速やかに対応し施設長に報告する仕組みがある。施設内でのけがについて報告書が作成され再発防止について子どもや職員に情報共有されている。寮や玄関にはAEDの貸し出しができる施設として市民救急ステーション認定証が掲示されている。</p> <p>事例を収集し、収集した事例をもとにした発生要因の分析と改善策・再発防止策の取組、及び安全確保策の実施状況や実効性についての定期的な評価・見直し、事故の予防策としてヒヤリ・ハット報告書の作成が望まれる。</p>		
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		b
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組については、毎年、主治医による予防接種を実施し、看護師等が手洗いやうがいを促し、マスクやタオルペーパーを準備している。昨年発生した寮内でのコロナ感染については、感染隔離室や会議室等を活用して感染拡大を防ぎ、他の子どもの安全が確保され、経緯について施設長が取りまとめて、報告書が県主管課に提出されている。現在も毎週水曜日に理事長と施設長、事務長、養護課長のコロナ対応会議が開催され、コロナの新情報や対応等について文書が作成され、当日中に職員や子どもたちに周知されている。</p> <p>コロナ以外の感染症対応マニュアルについても定期的な見直しが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
	○	3	子ども、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための取組については、防災管理規程に災害時の対応体制が明記され、本部長は施設長、副本部長は寮主任となっている。庭の遊具は固定され、子どもが使う前に職員が点検している。「防災(避難・消火・通報)訓練の手順」に子どもと職員の安否確認の方法が明記され、発生時間を変えて訓練を実施している。食料品や水の備蓄は、栄養士が7日分の非常時献立とリストを作成して、賞味期限と在庫が一目でわかるように管理し、賞味期限の近い食品は各寮の取組で使ってもらい定期的買い替えている。ランタンとラジオ、防災セットが準備されている。</p> <p>発災時においても養育・支援を継続するための「事業継続計画」の作成、及び周知・見直しが望まれる。</p>		
Ⅲ-2 養育・支援の質の確保			
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			
40	① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、養育・支援が実施されている。		b
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
		2	標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
		3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
コメント	<p>養育・支援の標準的な実施方法については、危機対応や強制引き取り時対応、無断外出・外泊、インフルエンザ対応、病院受診等のマニュアルが整備され、自立支援計画の策定及び評価に係る手順書が作成されている。</p> <p>標準的な実施方法(マニュアル等)に、子どもの権利擁護やプライバシーの保護に関わる姿勢を明示し、研修等で職員への周知徹底、及び標準的な実施方法に基づいた養育・支援が実施されているかを確認する仕組みの構築が望まれる。標準的な実施方法の文書化については、職員参画での策定及び周知が望まれる。</p>		
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		c
着眼点		1	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
		2	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。
		3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
		4	検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>標準的な実施方法の検証・見直しの時期や方法を施設として定め、年1回の検証・見直しの実施、及び自立支援計画の内容の反映、職員や子ども等からの意見や提案の反映が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1	自立支援計画策定の責任者を設置している。
	<input type="radio"/>	2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	<input type="radio"/>	3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	<input type="radio"/>	4	自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
	<input type="radio"/>	5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/>	6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。
コメント	<p>アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画の策定について、責任者は施設長で養護課長が担っている。アセスメントは年2回、担当職員が寮主任や個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理士と話し合っ実施し、全職員と児童相談所の職員が参加する施設ケア会議で協議している。施設ケア会議の資料は、子ども一人ひとりの児童個人台帳に綴られている。自立支援計画に子ども一人ひとりの具体的な課題が明記され、策定した計画は担当職員が口頭で子どもに説明してサインを得ている。支援困難ケースは、児童相談所の心理担当と連携し、児童相談所の心理士が対応している。</p> <p>自立支援計画の手順書に、ねらいや関係職員の合議、子どもの意向把握と同意等の追記が望まれる。</p>		
43	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
	<input type="radio"/>	2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
		3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/>	4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
		5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
コメント	<p>定期的な自立支援計画の評価・見直しについては、担当職員と心理士、家庭支援専門相談員が話し合っ子どもの意向を把握し、年2回実施している。施設ケア会議の結果に基づいて見直した自立支援計画は、課題等が明確にされ、関係職員に周知することになっている。担当職員が心理士等の専門職員や主任と相談しながら子どもに説明し、同意を得ている。</p> <p>自立支援計画にもとづいた養育・支援が行われていることを確認する仕組みと自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みの構築、及び見直しによって変更した自立支援計画の内容については、関係職員への周知徹底が望まれる。自立支援計画の短期目標については評価にもとづいた支援目標の変更及び、次の目標に反映させるためP D C Aサイクルに則った養育・支援の記録が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ－２－（３） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録している。
	<input type="radio"/> 2	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
	<input type="radio"/> 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	<input type="radio"/> 4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	<input type="radio"/> 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
	<input type="radio"/> 6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>子どもに関する養育・支援の実施状況の記録の共有について、養護日誌と施設日誌は施設長の決裁を得ている。子どもに関する情報は、引継ぎノートに記載され、寮主任から養護課長や施設長へ、心理士や家庭支援専門相談員へと届く仕組みがあり、寮会議や全体会議で共有されている。</p> <p>自立支援計画の短期目標にもとづいた実施状況の記録、及びP D C Aサイクルにもとづいた施設内で情報を共有する仕組みの整備が望まれる。</p>	
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
着眼点	<input type="radio"/> 1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	<input type="radio"/> 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	<input type="radio"/> 3	記録管理の責任者が設置されている。
	<input type="radio"/> 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	<input type="radio"/> 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	<input type="radio"/> 6	個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。
コメント	<p>子どもに関する記録の管理に関して、記録管理の責任者は施設長で、個人情報保護規程と文書規程で子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関して規定され、情報漏洩に対しては就業規則で懲戒が定められている。守秘義務については、職員に採用時のオリエンテーションで説明して誓約書を提出させ、施設長や養護課長が会議等で日常的に話している。子どもへの説明は、入所時に権利ノートの内容を説明し、保護者等には家庭支援専門相談員が必要に応じて説明している。</p> <p>個人情報保護の観点から、職員に対する教育や研修の実施が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	着眼点	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
		2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
		3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
		○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
		○ 5	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、保障している。
	コメント	<p>子どもの権利擁護に関する取組に関しては、児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト（職員版）を毎年実施し、子どもとの接し方や子どもの個人情報についての適切な扱い等13項目の被措置児童等虐待防止対応マニュアルのチェックリストを毎月実施している。「子どもも自分も楽になる『どならない練習』」が施設内研修で実施されている。心理士は、幼児を除く児童の個人面談を行い、楽しいことや嫌なことなどを聞き取り子どもの精神状況を把握し、気になる児童については全体会議や主任会議で報告して情報を共有している。子どもの思想・信教の自由は保障している。</p> <p>子どもの権利擁護についての規程・マニュアル等の整備、及び規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援の実施、権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する定期的な機会の設定が望まれる。</p>	
A-1-(2) 権利について理解を促す取組			
47	A②	① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
	着眼点	○ 1	権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。
		○ 2	子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。
		3	職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。
		○ 4	子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。
		○ 5	年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。
	コメント	<p>子どもの自他の権利についての正しい理解を促す取組に関しては、入所時に年齢に配慮して説明している。子どもに対しては日々の関りの中で「いやなことはいやと言っていい」と自分を守ることの大切さを伝え、暴力については「友達や職員に対しても暴力・暴言はいけない」と話している。訪問調査時に、食事場面で大きい子が小さい子の面倒を見る様子が観察できた。</p> <p>入所時に生活の流れや寮のルール、「たいせつなあなたへ」のチラシ等で子どもに説明されているが、権利についての説明の工夫として「権利ノート」を子どもたちへ配布し、入所時のみならず毎年の定期的な活用、及び子どもの権利についての職員研修が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組			
48	A③	① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
	着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。
		<input type="radio"/> 2	事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。
		<input type="radio"/> 3	伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
		<input type="radio"/> 4	事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。
		<input type="radio"/> 5	子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。
		<input type="radio"/> 6	成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。
	コメント	<p>子どもの発達状況に応じた生き立ちを振り返る取組に関しては、子どもが知りたがる時に事実を伝えることに努めている。「ライフストーリーワークの流れ」の手順書では、心理士のケアカンファレンスの実施、寮主任と家庭支援専門相談員、心理士等、関係職員で話し合い、誰が伝えるか、伝え方や時期、場所、伝えた後のフォローについて定められている。伝え方や内容等は全体会議で共有し、伝えた後は寮職員と心理士を中心に全職員で見守り支援している。子ども一人ひとりの成長の記録として、子どもたちも一緒にアルバムを作成している。</p>	

評価項目			評価結果
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等			
49	A④	① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
着眼点	○	1	体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
	○	2	不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。
	○	3	子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。
	○	4	被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
	○	5	被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。
コメント	<p>子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見の取組に関しては、就業規則で服務心得や禁止行為等を明記し、違反した場合は賞罰委員会に諮り、懲戒事由によって懲戒処分を行うことが定められている。被措置児童等虐待対応マニュアルを令和2年に策定し、発生しやすい虐待事例や防止のための具体的な対策、及び不適切な関りが発生した場合は速やかに「通告受理機関」へ通告義務があること、届出者・通報者が不利益を受けることがないことを明示している。同マニュアルは、全体会議で説明され各寮に設置して職員に周知されている。子どもには入所時に「たいせつなあなたへ」の文書でいやなこと・不快なこと等を職員に相談するよう伝え、第三者委員を紹介し、電話や葉書で関係機関へ届出や通告ができることを説明している。</p> <p>子どもアンケートで「ここでのくらしで『いやだなあ』『こまったなあ』と思ったときに、施設の外の大人の人にも話すことができることを知っていますか？」について、「はい」の回答が23.5%となっている。子どもが自分自身を守るための知識や具体的方法について、権利ノートを配布し、入所時だけでなく定期的に不適切な関りの防止に向けて周知・学習する機会の設定が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア			
50	A⑤	① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1 子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し、受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。 <input type="radio"/> 2 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。 <input type="radio"/> 3 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。 <input type="radio"/> 4 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	
	コメント	<p>それまでの生活から分離されることに伴う不安の軽減と移行期の支援については、入所時はマニュアルに沿って不安が無いように対応している。食堂や寮で在園児に紹介し、課長や主任が入所後の生活について説明し、布団や洗面具、服等を準備し、居室にも配慮して受け入れている。幼児は、慣れるまで職員室で寝起きさせている。面倒見の良い子どもが自主的に世話をしている。子どもが築いてきた人間関係は、家庭支援専門相談員がアセスメントで把握し、本人の了解を得て面会や電話連絡を支援し、子どもの手紙を「ならさだより」と一緒に郵送することもある。家庭復帰に向けて、家庭支援専門相談員が厚労省の家庭復帰チェックリストに沿って支援し、児童相談所と協議して家庭復帰を決定している。退園予定児については「要保護児童個別支援会議」を開催し、「要保護児童対策地域協議会」に支援依頼をし、地域での支援に繋げている。</p> <p>子どもへの説明においては、権利ノートの内容を子どもの発達に合わせた言葉や絵・図等も用いて説明することが望まれる。</p>	
51	A⑥	② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。 <input type="radio"/> 2 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。 <input type="radio"/> 3 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。 <input type="radio"/> 4 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。 <input type="radio"/> 5 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。 <input type="radio"/> 6 退所者が集まれる機会や退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	
	コメント	<p>子どもが安定した社会生活を送ることができる支援として、高校生を対象にリービングケアを実施している。子どもと担当職員、寮主任で相談し、子どもの状況に応じて期間を定め、別室で担当職員が助言しながら決められた金額内で一人で生活をさせている。退所後の担当者は家庭支援専門相談員であることを口頭で伝え、携帯番号を教えて退所後の状況を把握し、アフターケア報告書が整備されている。担当職員や心理士も関わり、奨学金の手続きや資格取得費用の相談、障害福祉サービスの利用、生活保護の申請等で社会福祉協議会や行政と連携しながら支援している。沖縄本島のアフターケア相談室「にじのしずく」と連携している。退所して一人暮らしをしている子どもに対し、防災用品や保存食品と一緒に職員や在園児の手紙を送る「実家便」を活用した支援にも取り組んでいる。</p> <p>退所後に安定した生活を送ることができる支援として、リービングケア計画を作成し計画に基づく具体的な支援の実施、及び島外在住の退所者が集まれる機会の設定が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2 養育・支援の質の確保			
A-2-(1) 養育・支援の基本			
52	A⑦	① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1	職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。
	<input type="radio"/>	2	子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。
	<input type="radio"/>	3	子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。
	<input type="radio"/>	4	子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
		5	子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。
コメント	<p>職員は児童相談所から送られてくる関係書類で子どもの生育歴等を把握し、被虐待体験や分離体験等に伴う苦痛や怒り等、子どもの気持ちを理解し、受け止めるよう努めている。子どもに暴言などのトラブルがあった場合は、集団から離れて一人で落ち着けるよう見守り、落ち着いた時点で自分の気持ちを言葉で表現できるよう支援し、寄り添っている。不登校や行き渋りについては、学級担任と連携して情報を収集し、対応について職員間で連携している。心理士との面談も含めて子どもの背景にある心理的課題を把握し、子どもの心に寄り添う支援に努めている。早朝登校の子どもにも、職員は対応している。</p> <p>職員への信頼について、こどもアンケート結果では「施設の職員から、あなたは大切にされていると感じますか」の質問に対して「はい」以外に回答した子どもが「42.2%」となっている。子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動を受け止める支援に向けて更なる取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
53	A⑧	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1	子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。
		<input type="radio"/> 2	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。
		<input type="radio"/> 3	生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
		<input type="radio"/> 4	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。
		<input type="radio"/> 5	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。
		<input type="radio"/> 6	夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。
	コメント	<p>子どもの基本的欲求の充足について、幼児や小学生等の低年齢児とは、帰宅後や入浴時など会話の中で、園や学校施設内で過ごしている時々の気持ちを聞いている。高年齢児とは、低年齢児が寝静まった後で、夜勤の時に話を聴いている。心理士や家庭支援専門相談員は、日中の面談が困難な子どもとは、21時頃までの時間差勤務をして対応している。休日等は子どもの要望に応じて買い物やドライブ、公園遊び、各寮での焼きそばパーティーや唐揚げパーティー等をしている。個別に担当職員と外食等をして触れ合う支援もしている。アルバイトや部活で帰りが遅くなり門限に間に合わない場合は、入浴や消灯時間等も柔軟に対応している。年末年始等は遅くまでテレビを視聴して楽しむことができる。年少児の部屋は職員室の近くに配置して、子どもの気配が感じられるようドアを少し開けて対応している。幼児は職員室で職員と一緒に就寝して大人の存在が感じられる等、安心感に配慮している。</p> <p>調査時の子どもアンケート結果で「職員から、あなたは大切にされていると感じますか」の質問に「はい」の回答が58.8%あり、子どもと職員の関係性の更なる取組が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
54	A⑨	③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
	着眼点	○ 1 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	
		○ 2 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
		○ 3 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	
		○ 4 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	
		○ 5 つまづきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	
	コメント	<p>快適な生活を主体的に身に付けるよう、各寮で「ならさ会」を開催して寮のルール等について子どもと職員が話し合い、生活の仕方や行事の持ち方などを共に考えている。平日と週末等の日課を分け、当番活動で他児の姿を見ることで、子ども自ら行うことが身に付く支援をしている。長期休み時に映画会を開催し、入場チケットを作成し、飲み物やポップコーンもチケットと交換して食べながら鑑賞するプログラムがある。中学生以上は個人用の炊飯器があり、毎週自分で炊飯している。運動会后、家族と一緒に過ごせない子どもに対しては、担当職員が子どもと一緒に夕食をする取組がある。金銭感覚や経済観念が身につく支援として、マニュアルに沿って小遣い帳を用意して、小学生は現金を職員が管理し、中学生以上は小遣い帳の記入や領収書貼付等を自己管理できるように支援し、高校生はアルバイト代の一部を貯金させている。キッズマネー研修を受講した子もいる。子どもの賞状やクラス役員の辞令、皆出席表彰状などを掲示して賞賛や励ましの声かけをしている。清掃や洗濯物たたみ等を手伝った場合は感謝の声かけをしている。自転車の2人乗りや夜に他児の部屋に入ってはいけない等の注意をしている。学級でうまくいなくて落ち込み、帰寮後、他児に八つ当たりする子に対しては、傾聴して寄り添い一緒に考える対応をしている。不登校の子どもが引きこもりにならないよう外出等を支援し、高校生にはアルバイト等で社会とつながる支援もしている。</p> <p>「ならさ会」は、子どもが主体的に運営できるよう更なる取組が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
55	A⑩	④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
	<input type="radio"/>	2 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	
	<input type="radio"/>	3 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	
	<input type="radio"/>	4 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	
	<input type="radio"/>	5 子どもたちのニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	
	<input type="radio"/>	6 幼稚園等に通わせている。	
	<input type="radio"/>	7 子どもたちの学びや遊びを保障するための資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	
コメント	<p>発達段階に応じた学びや遊びの場として、中庭に滑り台等の大型遊具やバスケットリング、トランポリン、バーベキューができるコーナーがあり、各部屋から戸外へ出られるテラスが設置されている。コロナ禍においても子どもたちが外で遊び、子ども同士で関わるができる環境が整えられている。各寮のリビングには、年齢段階に応じた絵本や図鑑、検定用テキスト等があり、玩具（トランプ、けん玉、ラジコン、ままごと、野球用具、サッカーボール）等を準備して活用されている。未就学（3歳児以上）児はこども園に通園している。地域の野球クラブに小学生2人が参加している。下校後は勉強室等で宿題を終えた後にゲームやテレビを見ている。やりたいことをするためにはやるべきことをきちんとやるのが大切であることを納得している。自転車使用時のルールが身に付くよう施設内で交通安全教室を開催している。高校受験生には、希望者は地域の学習塾を利用させ、独自で施設内で勉強したい受験生には参考書を提供して会議室で対応する等、学びの場を保障している。地域のお祭りの花火大会に中学生以上の子どもたちが門限や安全に配慮して参加している。</p> <p>子どもの学びや遊びを保障するためにボランティア等の地域資源の活用が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果		
56	A⑩	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。		b	
		着眼点	○ 1		子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。
			○ 2		子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくようにしている。
			○ 3		地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。
			○ 4		発達の状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。
	○ 5		発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。		
コメント	<p>秩序ある生活を通じた基本的な生活習慣の確立や社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できる養育・支援については、子どもたちの施設生活や社会生活の規範等、守るべき各寮のルールは入所時に説明して掲示し「ならさ会」等を通して遵守に向けて話し合っている。各寮とも「ならさ会」を開催して子どもと職員が話し合い、門限やこづかいの金額等が変更されている。食堂には「食事マナーについて」の掲示があり、各寮には清掃分担表や食事当番表等が掲示され、居室や浴室、トイレ清掃の仕方を支援している。健康管理に関しては、幼児は職員と一緒に入浴し、小学生は自分で入浴できるよう低学年は見守り、中高校生は自己管理させている。病気等の際は、低年齢児は職員が把握し、小学生からは自分で検温する習慣がついている。携帯電話は、高校生でアルバイトしていることが条件で3人が所持している。「携帯電話の使い方」について過去にNTTの講習を施設内で実施したが、現在は携帯電話にフィルタリングをかけて使用させている。</p> <p>携帯電話のネットやSNSに関する知識が身につく支援、及び子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた更なる取組が望まれる。</p>				
A-2-(2) 食生活					
57	A⑪	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。		a	
		着眼点	○ 1		楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。
			○ 2		食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
			○ 3		食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。
			○ 4		定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。
	○ 5		基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。		
コメント	<p>食堂は、入る前の手洗い場も美しく飾られ、明るく広々としており、開放的で外の景色がよく見える。食事時間は決められているが、休日の朝は平日より遅く設定している。食器は磁器を使用し、家庭的な雰囲気に近づける工夫をしている。食事の量は年齢ごとに設定され、幼児の食事には職員が付き添っている。部活やアルバイトで遅くなる子どもには寮の冷蔵庫で留め置きし、レンジで温めて提供している。体調のすぐれない子どもにはお粥など個別の対応をしている。誕生日は子どもたちのリクエストでステーキにし、飲み物やデザートも選択できる。栄養士が配置され、欠食表や残食チェック表、嗜好調査、食生活アンケートを実施し、集計結果にもとづいて子どもの健康状態や嗜好について寮担当に報告し、子どもたちに寮担当から指導されている。高校生は弁当作りを個人専用の炊飯器でごはんを炊き、提供されたおかずをつめている。</p> <p>1品でも子どもが作れる支援の工夫や日曜日のおやつ作りの再開に期待したい。</p>				

評価項目		評価結果
A-2-(3) 衣生活		
58	A⑬	衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
着眼点	<input type="radio"/>	1 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
	<input type="radio"/>	2 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。
	<input type="radio"/>	3 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
	<input type="radio"/>	4 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。
	<input type="radio"/>	5 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。
	<input type="radio"/>	6 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し、購入できる機会を設けている。
コメント	衣類は清潔で体に合い、季節に合ったものを着用できるように支援している。寮には洗濯機と洗剤が用意され、低学年はスタッフが洗濯し5年生以上は自分で洗濯している。備え付けの洗剤以外に、希望者は個人用を持っている。衣類の整理は日曜日の部屋掃除の時にやっている。アイロンかけは小学生はスタッフと一緒にやり、中高生は自分でアイロンをかけ、服のほつれの繕いもやっている。衣服を通じて自己表現できるような援助として、小学生はスタッフとともに買い物し、中高生は各自で購入させている。	

評価項目		評価結果
A-2-(4) 住生活		
59	A⑭	① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。 b
着眼点	<input type="radio"/>	1 子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。
		2 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。
	<input type="radio"/>	3 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。
	<input type="radio"/>	4 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。
	<input type="radio"/>	5 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。
		6 設備や家具什器について、汚れたり、壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。
	<input type="radio"/>	7 発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。
コメント	<p>施設全体の整備について、庭木や芝生はよく手入れされ、室内の共同スペースは明るく、清潔に整えられている。木製の家具を備え、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。女子の風呂場の脱衣所は女の子が好む装飾が施されている。幼児の居室は畳部屋で、小学生は2段ベッド、中学生からは2人部屋が用意されている。中学生以上の居室には間仕切りがあり、相部屋であっても個人の空間を確保し、余裕がある場合は1人部屋が用意される。職員室の隣に宿直室があり、体調がすぐれない幼児や低学年生も使用し、安心して過ごせる場所を確保している。新型コロナウイルス等の感染が疑われる子どもには隔離室が用意され安全の確保に努めている。各寮とも机と畳が備えられた勉強部屋があり、勉強時間中は職員が常在している。遊ぶ場所として、各寮に畳敷きのリビングルームが設置され、テレビや本、玩具が用意されている。アルバイトなどで食事時間に間に合わない子どもや、週末の寮単位の食事のためにミニキッチンやテーブルも設置されている。週末に個々の部屋掃除と整理をし、リビングやトイレなどの共有場所を分担して清掃している。</p> <p>居室間の壁の破損は簡易的処置がなされているが、美観に考慮した補修、及びカーテンのカビや汚れについての早急な対処、並びに小規模グループでの養育を行う環境整備が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(5) 健康と安全			
60	A⑮	① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。 <input type="radio"/> 2 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。 <input type="radio"/> 3 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。 <input type="radio"/> 4 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	
	コメント	<p>一人ひとりの子どもの心身の健康管理については、小児科嘱託医の訪問が毎月あり、年2回の内科と歯科の定期検診を実施している。発熱などの異常が認められた場合は事務所に掲示している医療機関一覧表に沿って受診している。体調観察が必要な子どもは職員室の隣の部屋で職員が付き添っている。服薬が必要な子どもの薬は鍵のかかった事務室で保管している。病院受診に関しては病院受診台帳に、薬に関しては薬品管理表に記載し、双方の記録は各寮の施設日誌にも記載されている。看護師は医療の専門職として、職員の相談にのり、助言をし、衛生管理に努めている。看護師の配置は職員と子どもに安心感を与えている。</p> <p>定期健診や病院受診、服薬後の経過が記載された記録用紙の見直し、及び看護師も含めて施設内での事故や子どもがかかりやすい病気の予防とケアの医療的な勉強会の実施が望まれる。</p>	
A-2-(6) 性に関する教育			
61	A⑯	子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。 <input type="radio"/> 2 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。 <input type="radio"/> 3 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。 <input type="radio"/> 4 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や学習会などを職員や子どもに対して実施している。	
	コメント	<p>子どもの年齢や発達の状況に応じ、他者の性を尊重する心を育てるような知識を得る機会としては、心理士を中心に「心と体の勉強会」と題したプログラムが年齢に応じて作成されている。プログラムは大切な体と心、プライベートゾーン、いいタッチと悪いタッチなどから構成され、低学年は4ステップ、高学年は3ステップ、中高校生は10ステップで構成されている。性教育アンケートは年に1回、実施している。アンケートの聞き取りは担当職員が行い、小学生高学年以上の男子は男性職員が担当している。調査の集計分析結果は職員全体会議で共有している。</p> <p>性に関する外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や学習会などを職員や子どもに対して実施する工夫が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(7) 行動上の問題、及び問題状況への対応			
62	A⑰	① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
	着眼点	○ 1	施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。
		○ 2	施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。
		○ 3	不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ、無力感等への配慮も行っている。
		○ 4	くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。
	コメント	<p>子どもの暴力・不適応などの行動上の問題への対応については、「暴力問題への対応」や「性的問題行動への対応」のマニュアルが整備されている。問題行動が認められた場合は、連絡する人、他の子どもが動揺しないように周囲の子どもの安全に配慮する人、被害者を守る人と複数の職員でマニュアルに沿って対応している。加害者が興奮している場合は、場所を移して落ち着かせるよう配慮している。報告書を作成し、ケース会議や主任会議などで今後の対応について検討している。施設で対応が難しい場合は児童相談所や警察などとも連携して対応している。</p> <p>職員の行動上の問題に対しては、適切な援助技術を習得できるように研修等を行い、暴力を受けた職員への対応については、精神的な対応への体制を構築するなどの更なる配慮が望まれる。</p>	
63	A⑱	② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
	着眼点	○ 1	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
		○ 2	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。
		○ 3	課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
		○ 4	大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
		○ 5	暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。
		○ 6	子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。
	コメント	<p>施設内の子ども間の暴力やいじめ、差別、性的加害・被害が生じないような取組は、児童在園チェック表などを用いて、常に子どもの人数と居場所の確認に努めている。幼児と入所後間もない子どもは児童相談所と連携し、職員室の近くに部屋を配置して個別に援助している。問題発生の予防として、子どもが職員に親しみやすいよう担当職員の呼称を「さん」づけで呼ぶようにしている。施設の死角と思われる場所には防犯カメラを設置し、センサーも取り付けられている。子どもたちが、安心して暮らせるように施設全体で未然に防ぐ取組がされている。事例が発生した場合はマニュアルに基づいて報告書を作成し、ケース会議や主任会議などで対策を講じている。施設で対応困難な場合は児童相談所や警察とも連携し対応している。</p> <p>子ども間のいじめ等の実態把握に努め、暴力やいじめ、差別等が生じないよう更なる取組が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(8) 心理的ケア			
64	A⑱	① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1	心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。
	<input type="radio"/>	2	施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。
	<input type="radio"/>	3	心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
	<input type="radio"/>	4	職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。
	<input type="radio"/>	5	心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。
	<input type="radio"/>	6	児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。
コメント	<p>心理的ケアが必要な子どもへの支援については、心理士を中心に自立支援計画にもとづいて、心理支援プログラムが策定されている。子どもたちの心理面接（月1～2回、45分）は殆どの子どもに実施され、面接記録は丁寧に記載されている。援助が必要と思われるケースは施設ケア会議で援助方法を検討している。本人の希望を受けて実施されるライフストーリーワークは入所してから退所まで長期間のケースもあり、丁寧な対応がされている。職員はスーパービジョン研修やその他の心理的研修を受けている。</p> <p>職員一人ひとりに対してのスーパービジョンの強化を期待したい。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等			
65	A⑳	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1	静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に添えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。
	<input type="radio"/>	2	学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。
	<input type="radio"/>	3	学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。
	<input type="radio"/>	4	忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。
	<input type="radio"/>	5	障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。
コメント	<p>学習環境の整備と学力に応じた学習支援については、男女とも学習室が設けられ、机と畳間が設置されている。小学生は学校から帰ると遊ぶ前に勉強室で宿題を済ませ、翌日の準備をチェック表で確認している。勉強時間中は職員が常在し、宿題の手助けをすることもある。高校生は自室に各自の机が設けられている。中学生は高校進学に向けて地域の塾に通っている児童もいる。特別支援学級に通級している小学生4人、中学生1人の支援をしている。</p> <p>学力の低い子どもに対しては学習ボランティアの活用など基礎学力をあげる工夫が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
66	A②	② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるように支援する。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1	進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。
	<input type="radio"/>	2	進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し、支援をしている。
	<input type="radio"/>	3	就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。
	<input type="radio"/>	4	進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。
	<input type="radio"/>	5	学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。
	<input type="radio"/>	6	高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。
	<input type="radio"/>	7	高校を卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。
コメント	<p>「最善の利益」にかなった進路の自己決定の支援について、進路指導は主に学校が行っている。担当職員は学校や保護者と連携し、子どもに適した志望校の選定や就職活動が行えるように自立支援計画を作成し、援助している。進学決定後、失敗した場合の対応として、引きこもりにならないように外出などの支援を行い、アルバイトなどを通して社会につなげ、復学の支援を行っている。高校卒業後の資金面や生活面、精神面などのアフターケアの一環として「にじのはし」ファンドなどの奨学金制度の説明も行っている。</p> <p>中学卒業児や高校中退児童に関しては施設に入所しながら、あるいは措置延長を利用して社会経験を積めるような支援が望まれる。</p>		
67	A②	③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1	実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話しあっている。
	<input type="radio"/>	2	実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。
	<input type="radio"/>	3	実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
	<input type="radio"/>	4	職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。
	<input type="radio"/>	5	アルバイトや各種の資格取得を積極的に奨励している。
コメント	<p>職場実習や職場体験については、主に学校が行っている。アルバイトについては、社会経験の拡大の取組として、施設としても学校側と連携し、本人の希望があればアルバイトや資格取得など積極的に勧めている。アルバイトで得た収入は個々の金銭管理票に記録させ自己管理させている。</p> <p>アルバイト先は卒園後の就職先となることもあることから、アルバイト先の開拓、及びアルバイト先との連携が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり			
68	A23	① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	着眼点	<input type="radio"/> 1	施設の相談窓口、及び支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。
		<input type="radio"/> 2	家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。
		<input type="radio"/> 3	面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。
		<input type="radio"/> 4	外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。
		<input type="radio"/> 5	子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。
	コメント	<p>家族との信頼関係づくりや家族からの相談に応じる体制づくりについては、家庭支援専門相談員を中心に家族関係の調整や相談への対応をしている。学校や地域、施設の行事や活動等を載せた毎月の「ならさ便り」を家族に送付し、必要時は電話連絡して信頼関係の構築に努めている。面会は「面会交流でのお願い」を家族に配布・説明し子どもが安心して面会交流が図れるようにしている。面会から外出、一時帰宅と段階を踏んだ子どもと家族の継続的な関係づくりに努めている。面会や外出、一時帰宅後は子どもの様子を注意深く観察し、不適切な関りや不当な関わりが見られた場合は記録して職員間で共有し、保護者による「不当に妨げる行為」があった場合も適切な対応をしている。</p>	
A-2-(11) 親子関係の再構築支援			
69	A24	① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1	家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ、施設全体で共有されている。
		<input type="radio"/> 2	面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。
		<input type="radio"/> 3	児童相談所等の関係機関と密接に協議し、連携を図って家族支援の取組を行っている。
	コメント	<p>親子関係の再構築のための家族への支援については、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所とも連携して家庭訪問を行っている。その後、心理士や担当職員、主任などの専門職を交えて「家庭訪問調査報告書」を作成し、報告書を基に改善ポイントを絞り込み、外出や外泊のプログラムを作成し、寮会議や全体会議で共有している。家庭訪問の2回目は担当職員も同行して、その後の家族支援の取組に活かしている。</p> <p>親子関係の再構築等のために家族への支援に向けて更なる取組が望まれる。</p>	